

## 豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び豊橋市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、豊橋市が公開・管理する豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」（以下「育なび」という。）のトップページへの広告掲載に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、「育なび」に表示する広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 「育なび」に掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(実施方式)

第4条 広告枠は、広告代理店に適正な価格で売り渡すものとし、具体的な売渡方法は、第8条に規定する募集要項（以下「募集要項」という。）で定める。

(広告の規格等)

第5条 市ホームページに掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦 60 ピクセル、横 234 ピクセルとする。
- (2) 形式は、G I F、J P E G又はP N G形式とする。
- (3) データ容量は、100K B以下とする。

2 次の表記、構造は禁止する。

- (1) 動画、アニメーション、透過、静止画像の切替え（反転表示）等
- (2) 「育なび」のコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン
- (3) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの又は確認・判別が困難なもの

(広告の範囲等)

第6条 広告主、掲載する広告の内容等については、要綱及び基準に基づくものとする。

2 応募数が募集数を越える場合は、別表1に掲げる順位により掲載するものとする。

(広告の掲載期間等)

第7条 広告の掲載期間は1か月単位とし、具体的な掲載期間及び掲載位置は、募集要項で定める。

(募集要項)

第8条 広告の募集及び選定は、こども未来部長が次に掲げる事項を記した「募集要項」を定めて行う。

- (1) 広告を掲載するホームページのURL
- (2) 広告枠の売渡方法

- (3) 広告の掲載位置
  - (4) 広告の枠数
  - (5) 広告の募集期間及び掲載期間（掲載開始日及び終了日）
  - (6) 広告原稿の作成方法
  - (7) 広告料に関する事項
  - (8) その他、広告の募集、選定に関し必要な事項
- (広告掲載の申込受付)

第9条 広告掲載の申込受付は、「豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載申込書」（様式1）及び審査に必要な書類を広告代理店から受理して行う。

(広告掲載の審査及び決定)

第10条 広告を募集したこども未来部長は、前条の申込みを受付後、要綱、基準及び本要領に基づき、広告主及び広告を審査し、掲載する広告を決定する。

2 前項の決定は、「豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載決定通知書」（様式2）を広告代理店に交付する。

(広告内容等の変更)

第11条 こども未来部長は、掲載が決定された広告においても、広告内容及びデザイン又はリンク先のウェブページの内容等が、次に掲げる事項に該当する場合は、広告代理店に対して広告内容等の変更を求めることができる。

- (1) 各種法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 要綱、基準及び本要領などに抵触していると判断したとき。
- (3) こども未来部長が、「育なび」への掲載が適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取消し)

第12条 前条の規定による変更に応じないときは、こども未来部長は、広告代理店へ催告等することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告原稿等の変更及び決定)

第13条 広告主がやむを得ない事情により、広告原稿又はリンク先の変更を求めるときは、広告代理店から「豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載変更申出書」（様式3）を受理して行う。

2 前項の決定は、「豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載変更決定通知書」（様式4）を広告代理店に交付する。

(広告掲載の取止め)

第14条 広告主の都合により、広告掲載を取り止めるときは、「豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載取止め届出書」（様式5）を広告代理店から受理して行う。

2 前項の規定により広告の掲載を取り止めた場合は、広告代理店から納付された広告掲出料は返還しない。

(審査)

第 15 条 広告の掲載に関する事項を審査するため、豊橋子育て情報ハンドブック等広告事業に関する取扱要領に基づき審査会を開催する。

(雑則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

第 1 順位	出資法人、指定管理者、公社、公団、公益法人及びこれに類するもの
第 2 順位	公益事業(※)を行う私企業で、本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体
第 3 順位	第 2 順位に規定するもの以外の私企業又は自営業者で市内に事業所を有するもの
第 4 順位	上記以外の事業者

(※) 公益事業とは、公益事業学会規約における定義「市民生活に日常不可欠な用役(サービス)を提供する一連の事業」とする。

(例示)電気、ガス、鉄道、軌道、郵便、電信電話、放送等の事業

様式1 (第9条関係)

年 月 日

豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載申込書

豊橋市長 様

申込者 (広告代理店)

住 所

名 称

代表者

㊞

(電話 局 番)

豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」広告取扱要領第9条により、下記のとおり申し込みます。

記

広 告 掲 載 希 望 者	所在地	〒 ー	
	名 称		
	代表者役職名・氏名		
	担当者氏名		
	連 絡 先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
業 種			
掲載希望期間	年 月分 から 年 月分 ( か月)		
リンク先URL	http://		
添 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広告原稿 (デザイン画及び電子データ)</li><li>・ 会社概要</li><li>・ 市税等納付状況及び暴力団排除に係る誓約書兼承諾書</li></ul>		

様式2（第10条関係）

年 月 日

豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載決定通知書

（広告代理店）様

豊橋市長

年 月 日付で申し込みがありました豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない 理由（ ）	
広告掲載希望者	所在地	〒 -
	名称	
	代表者役職名・氏名	
掲載期間	年 月分 から 年 月分（ か月）	

担当： 豊橋市役所こども未来部こども未来政策課  
TEL (0532) 51-2325  
FAX (0532) 56-6050

様式3 (第13条関係)

年 月 日

豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載変更申出書

豊橋市長 様

申出者 (広告代理店)

住 所

名 称

代表者

⑩

(電話 局 番)

豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」広告取扱要領第13条により、下記のとおり変更を申し出します。

記

広告 掲 載 者	所在地	〒 ー
	名 称	
	代表者役職名・氏名	
掲載変更希望日		年 月 日
掲載変更理由		
変更後のリンク先URL		http://  (リンク先の変更が必要ない場合、記入は不要です。)
変更後の広告の内容		(広告原稿を変更する場合は、デザイン画及び電子データも添付してください。)

様式4（第13条関係）

年 月 日

豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載変更決定通知書

（広告代理店）様

豊橋市長

年 月 日付で申し出がありました豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分		<input type="checkbox"/> 掲載変更する <input type="checkbox"/> 掲載変更しない 理由（ ）
広告掲載者	所在地	〒 -
	名称	
	代表者役職名・氏名	
掲載変更日		年 月 日

担当： 豊橋市役所こども未来部こども未来政策課

TEL (0532) 51-2325

FAX (0532) 56-6050

様式5（第14条関係）

年 月 日

豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載取止め届出書

豊橋市長 様

届出者（広告代理店）

住 所

名 称

代表者

㊞

（電話 局 番）

豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」広告取扱要領第14条により、下記のとおり届け出します。

記

広 告 掲 載 者	所 在 地	〒 ー
	名 称	
	代表者役職名・氏名	
掲載取止め希望日		年 月 日
広告掲載取止め理由		



## 市税等納付状況及び暴力団排除に係る誓約書兼承諾書

私（当社）は、豊橋子育て情報ポータルサイト「育なび」バナー広告掲載（以下「広告掲載」という。）を申し込むにあたり、下記の項目の要件に該当しないことを誓約するとともに、下記に該当するか否かに関し、豊橋市が関係機関に照会すること、及び照会結果を広告掲載応募資格の確認に利用することについて承諾します。

### 記

1. 豊橋市広告掲載基準第2条及び第3条に定める業種または事業者のいずれにも該当しません。

#### ■豊橋市広告掲載基準（第2条抜粋）

- （12）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- （15）本市の市税等を滞納している事業者

年 月 日

（宛先）豊 橋 市 長 様

（申込者）

所在地： \_\_\_\_\_

名称： \_\_\_\_\_

ふりがな

代表者役職名・氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号： \_\_\_\_\_（ ） \_\_\_\_\_

代表者生年月日： \_\_\_\_\_年 月 日 性別（男・女）